

南九州観光誘客促進連合 規 約



平成15年 7月9日制定
平成17年6月21日改定

南九州観光誘客促進連合 規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連合は南九州観光誘客促進連合（呼称「E-NE T会」）と称する。

(事務局)

第2条 本連合は包括的な事務・情報提供を行うため、事務局は下記に置くとする。
鹿児島県南九州市知覧町郡5500番地 南薩観光株式会社内

(目 的)

第3条 本連合は、南九州（鹿児島県・宮崎県・熊本県）の観光施設が一体となり、両県の行政・観光連盟や大手主要旅行社の企画仕入造成箇所との連携をはかり南九州への観光客誘客誘致の受入体制づくりを推進し、あわせて会員相互の繁栄を目的とする。

(事 業)

第4条 ①南九州への観光客誘致に置ける両県の観光連盟・行政との連携をはかり受入体制の強化
②本連合による着地型主催商品「らんどDEとりっぷ」の造成事業。
③国内外にわたる観光受入に対する調査・研究事業。
④会員施設の相互の親睦・資質向上における啓発事業。

第二章 会 員

(資 格)

第5条 会員は鹿児島県・宮崎県・熊本県における観光施設事業所 又、宮崎県・熊本県事業者が新規に入会する意向施設の場合、会長並び理事会・該当地域既存施設の承認を必要とする。

第6条 本会は会員の希望によりいつでも退会することができる。

第7条 会員は機関代表者であることを原則とすることが、やむを得ず会務を代行させる事業があれば、登録代理人を指定するものとする。

(資格喪失)

第8条 次の各方のいずれかに該当するときは、その会員資格を失う。

- (1) 本会の目的、事業及び決定事項に違反行為がある場合
- (2) 正当な理由なく会の出席が常でなく、また会費の納入を怠る場合。
- (3) その他本会に重大な損失をかけた場合。
- (4) 上記(1)～(3)に準ずる行為があった場合。

*但し既納の会費及び入会金は返還しない。又当該年度の会費は納入しなければならない。

(会員の責任)

第9条 会員は第25条に定めるところにより、会費を納めなければならない。

第10条 入会と同時に既会員と同等の資格を有し、事業活動により生ずる利益も得ることが出来る。

退会と同時に資格は消滅するが、在籍中に生じた責務はそれが終了するまで負わなければならない。

第11条 本連合における情報ならび会員相互の営業施策における情報など守秘義務とする。

第三章 役員

第12条 本連合は次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若 干 名

理 事 若 干 名

(*但し理事1名は正常な会を運営するため他業種有識者1名を置くとする。)

監 事 2名

*役員はその任務を兼任することができる。

(選 出)

第13条 会長及び副会長は、会員の中からこれを選び役員会に諮り総会で決める。

但し、副会長は南薩観光株式会社 取締役執行責任者とする。

第14条 会長は本連合を代表して会務を総括できる。

副会長は会長を補佐し、会長不在の際は会長業務を代行する。

理事は会務を掌握し、監事は会務の執行状況を監査する。

(任 期)

第15条 役員任期は2ヵ年とする。但し再任は妨げない。

第16条 本連合に顧問・相談役・参与をおくことができる。

顧問・相談役は会長が委嘱し会長の諮問に応じ又は会長に対し意見をのべることができる。

第四章 会 議

(会議体)

第17条 本連合の会議はこれを分けて総会、理事会とする。又、必要に応じて会議を召集することが出来る。

①理事会メンバーは本人及び登録代理人とし、これ以外の代理出席は認めないとする。

第18条 総会はこれを分けて、年1回の通常総会と臨時総会とし臨時総会は会長が必要と認めるとき、これを開催する。

①総会は会長がこれを招集し、その議長となる。

第19条 通常総会には次の事項を付議する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他重要事項

第20条 理事会は会長・副会長・理事・監事をもって構成し、会長が必要と認めるとき召集する。

第21条 次の事項は理事会に付議しなければならない。

- ① 予算・決算・事業計画及び事業報告など総会に提出する議案
- ② そのほか重要な事項

第五章 会 計 及 び 会 費

(会計年度)

第22条 年度は毎年4月1日より始まり、3月31日をもって終わる。

第23条 毎会計年度において、剰余金が生じたときは翌会計年度に繰り越して使用することができる。

第24条 決算は、幹事の監査を経て通常総会の承認を得なければならない。

(会 費)

第25条 会員は本条に定める会費を納めるものとする。会費は年会費とし、次の事業形態の会費とする。

会費 20000円

第26条 特別の事業計画に伴って臨時に会費を追徴する必要がある場合、臨時会費を徴収することが出来る。

第27条 入会金は第5条により承認を受けた施設のみ納入する。

入会金30000円（新規施設の場合のみ）

第28条 会期途中の退会・脱会については、会費の払い戻しは行わない。

第六章 その他

(交通費規程)

第29条 本会員の理事会を開催する場合、理事には一律3,000円とする。

総会・事業・特別事業開催の場合は、交通費を支給しないこととする。

(慶弔規程)

第30条 会員の弔事の場合は慶弔金10000円（又は生花）を贈呈する。但し、特別な場合は会長、副会長で協議決定する。

附 則

平成17年度会期は平成17年7月から平成18年3月までとする。

この規約は平成17年6月21日より実施する。